役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢の郷の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

- 第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。評議員等とは、評議員及び評議員専任・解任委員をいう。
- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として 支払われるものである。なお、当法人職員を兼務し、職員給与を支給してい る役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しない。

(理事会及び評議員会等への出席報酬等)

- 第3条 役員が、理事会及び評議員会に出席したときは別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に法人業務を行った場合であっても、第4条の勤務報酬等はこれを支払わないものとする。
- 2 評議員等が、評議員会へまたは評議員選任・解任委員会に出席したとき は別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に あわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償 費はこれを支払わないものとする。
- 3 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする
- 4 交通費は、別表2により支払うことができる。

(役員及び評議員等の勤務報酬等)

- 第4条 理事長が、理事会及び評議員会開催日以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により勤務報酬及び実費 弁償額を支払うことができる。
- 2 理事が、理事会開催日以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のためその業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員等が、評議員会及び評議員・専任解任委員会開催日以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費は、別表2により支払うことができる。

(監事の報酬等)

- 第5条 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導また は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払 うことができる。
- 2 交通費は、別表2により支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

- 第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合の報酬については中立性を確保するため実費弁償を除き無報酬とする。ただし、理事会及び評議員会に出席したときは別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 交通費は、別表2により支払うことができる。

(出張旅費)

- 第7条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人 夢の郷旅費規程により報酬及び旅費を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前 に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第8条) 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けて行わなければならない。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、 別に定めることとする。

付 則

- この規程は、平成11年4月1日より適用する
- この規程は、平成27年5月26日に改正し、同日から実施する
- この規程は、平成29年6月21日に改正し、同日から実施する

別表1 理事会、評議員会、評議員選任·解任委員会 第3条適用:報酬 酬

名 称	報 酬	実費弁償費
役員(理事・監事)	5,000円	
評議員等(評議員、評議員選任・解任委員)	5,000円	
苦情対応第三者委員	5,000円	

別表2 交通費

居住地又は勤務地が津市内	1,000円
居住地が津市以外	2,000円

別表3

役員及び評議員等の勤務時報酬等

第4条適用報酬

名 称	報酬	実費弁償費
理事長·理事	7,000円	
評議員等(評議員、評議員選任・解任委員)	7,000円	
監事	7,000円	
苦情対応第三者委員	0円	